

広島市告示第120号  
令和2年3月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 山陽マルナカ可部店

(2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目100番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社山陽マルナカ

代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社山陽マルナカ

代表取締役 中山 明憲

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後) 株式会社山陽マルナカ

代表取締役 宮宇地 剛

岡山市南区平福一丁目305番地の2

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成30年2月1日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年3月19日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年3月26日から令和2年7月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年7月27日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(変更前)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社山陽マルナカ	代表取締役 中山明憲	岡山市南区平福一丁目305番地の2	
株式会社香月堂	代表取締役 藤川敏康	広島市東区曙二丁目8番30号	平成22年6月30日退店
株式会社ホットランド	代表取締役 佐野守男	群馬県桐生市広沢町四丁目2430番地	平成21年11月24日退店
おいしい約束株式会社	代表取締役 岡部知之	広島市南区金屋町3番13号	平成19年4月1日退店
株式会社マツモト	代表取締役 松本知子	広島市安佐北区亀山五丁目3番17号	平成27年4月9日退店
アスカ株式会社	代表取締役 伊藤弘人	広島市中区大手町二丁目11番2号	平成20年10月20日退店
黒川商店	黒川誠治	広島市安佐北区深川五丁目24番6号	平成19年1月31日退店

(変更後)

小 売 業 者		住 所	変更年月日・理由
氏名(名称)	代表者		
株式会社山陽マルナカ	代表取締役 宮宇地剛	岡山市南区平福一丁目305番地の2	平成30年2月1日代表者変更
株式会社啓文社エンプライズ	代表取締役 手塚淳二	広島県尾道市東尾道10番地26	平成25年10月1日入店
株式会社コスモネット	代表取締役 三上明	京都市中京区烏丸通四条上る筍町689番地京都御幸ビル6階	平成17年12月22日入店
株式会社タツミヤ	代表取締役 指田努	東京都八王子市暁町一丁目32番13号	平成22年7月9日入店
株式会社モーツァルト	代表取締役 田上友康	広島県廿日市市木材港北15番24号	平成27年7月28日入店
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	平成18年6月18日入店
株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地	平成31年4月20日入店